

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
8月26日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課).....三
- 公告
- 一般競争入札の実施(財政課).....五
- 国土調査の成果の認証(地域政策課).....七
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....七

山口県告示第三百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

名 医 療 所 機 関 地 廃 止 年 月 日

名 医 療 所 機 関 地	指 定 年 月 日
毛利小児科	平成一九、三、三一
増本クリニツク	平成二〇、五、〃
未富皮膚科医院	〃 〃 〃
中尾歯科医院	〃 〃 〃
すばる薬局	〃 〃 〃

山口県告示第三百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

名 医 療 所 機 関 地	指 定 年 月 日
毛利小児科	平成一九、四、一
増本クリニツク	平成二〇、六、〃
ジョイ皮ふ科クリニツク	〃 〃 〃
ふたまたせ歯科	〃 〃 〃
いのうえデンタルクリニツク	〃 〃 〃
なごみ歯科クリニツク	〃 〃 〃
中尾歯科医院	〃 〃 〃
せいぎ歯科医院	〃 〃 〃
鼓ヶ浦こども医療福祉センター	〃 〃 〃
山陽小野田市民病院	〃 〃 〃
横町薬局	〃 〃 〃

山口県告示第四百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出

があった。

平成二十年八月二十六日

施術者の氏名 中尾 浩子
 施 施 株式会社キヤンズ
 称 称 コーポレーション
 防府市東松崎町九番二四号
 所在地 防府市東松崎町九番二四号
 二井 関 成
 平成二十年八月二十六日
 平成二〇、四、三〇

山口県告示第四百一號

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

施術者の氏名 島田 清和
 施 施 エルスマイル防府
 称 称 防府市東松崎町九番二四号
 所在地 防府市東松崎町九番二四号
 二井 関 成
 平成二十年八月二十六日
 平成二〇、六、一

山口県告示第四百二號

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年八月二十六日

居宅介護事業者の氏名又は名称 株式会社保健
 住所又は主たる事務所の所在地 宇部市五十目山町一五番七
 名称 株式会社保健
 事業の種類 介護事業
 所在地 宇部市五十目山町一五番七
 事業の廃止年月日 平成一九、三、一
 山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者の氏名又は名称 株式会社保健
 住所又は主たる事務所の所在地 宇部市五十目山町一五番七一
 名称 株式会社保健
 事業の種類 介護事業
 所在地 宇部市五十目山町一五番七一
 事業の廃止年月日 平成一九、三、一

特定非営利活動法人虹のかけ橋
 光市室積松原一七番一八号
 虹のかけ橋居宅介護支援事業所
 光市島田二丁目一一番一〇号
 平成二〇、六、三〇

介護予防事業者の氏名又は名称 株式会社保健
 住所又は主たる事務所の所在地 宇部市五十目山町一五番七一
 名称 株式会社保健
 事業の種類 介護事業
 所在地 宇部市五十目山町一五番七一
 事業の廃止年月日 平成一九、三、一

山口県告示第四百三號

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

居宅介護事業者の氏名又は名称 株式会社オールケアー
 住所又は主たる事務所の所在地 防府市大字田島三七一の六
 名称 株式会社オールケアー
 事業の種類 訪問介護
 所在地 防府市沖今宿一丁目三六五
 事業の指定年月日 平成二〇、八、一
 山口県知事 二井 関 成

株式会社おひさま
 柳井市伊保庄二〇一の二
 訪問介護ステーションおひさま
 柳井市伊保庄二〇一の二
 平成一九、七、一

株式会社保健
 宇部市五十目山町一五番二
 あおば薬局
 宇部市五十目山町一五番二
 平成一九、一、一

有限会社メロデイカル・リーフ
 山口市幸町三番四九一三
 メロデイ薬局
 山口市幸町三番四九一三
 平成二〇、八、一

居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者 名 称 所在地	指定年月日
株式会社プリ スホーム	下松市望町一 丁目九番五号	通所介 護 七、
有限会社カネ タリ	山陽小野田市 大字小野田七 三九六の一	認知症 対応型 通所介 護 平成一 八、 九、
社会福祉法人 白鳩学園	周南市大字大 島六三七の二	小規模 多機能 型居宅 介護 平成一 九、 四、
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成二十年八月二十六日	山口県知事 二井 関 成	
株式会社オ ルケアー	防府市大字田島 三七一の六	ル・モンド防府 居宅介護支 援事業所 防府市沖今宿一 丁目三六五の二 平成二〇、 八、
有限会社きら く	岩国市美和町 前六〇三の二	あすなる居宅 介護支援事業 所 岩国市美和町 前六〇三の二 平成二〇、 四、
サンキ・ウエル ビ株式会社	広島市西区商工 センター六丁目 一番一〇号	サンキ・ウエル ビ介護セン ター岩国 目一番五号 七、
合同会社歩 夢	光市島田一丁目 一番一〇号	歩夢ケアプラン センター 光市島田一丁目 一番一〇号 七、
株式会社オ フイスエムズ	山陽小野田市大 字山川二〇八の 三	居宅介護支 援事業所 みなみ風巻 番館 山陽小野田市大 字山川二〇八の 三 七、

山口県告示第四百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年八月二十六日

介護予防事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社オ ルケアー	防府市大字田 島三七一の六	訪問介護ス テーション オールケー アー	平成二〇、 八、
株式会社お ひさま	柳井市伊保 庄二〇一の二	訪問介護ス テーション おひさま	七、
有限会社ケ ア・サービス	山陽小野田市 新生二丁目六 番二五号	有限会社ケ ア・サービス	七、
株式会社保 健企画	宇部市五十 目山町一五番 二	あおば薬局	平成一九、 一、
株式会社プリ スホーム	下松市望町一 丁目九番五号	デイサービス センタープリ スケア	平成二〇、 七、

山口県告示第四百六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ
り、維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者
に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」とい
う。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとお
り定めた。
平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内

(一) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル
工 事 内 容	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年八月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(管工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年九月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第四百七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場電気設備(競技照明設備)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。))及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備(競技照明設備)工事

(一) 工事場所 山口市吉敷地内

(二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル
工 事 内 容	競技照明設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六六十三号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年八月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年九月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三三〇)にする。



(三五二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

予算編成システム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十六年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務

- の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 平成二十年八月二十六日から同年十月十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。
- (六) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総合政策部財政課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県総合政策部財政課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県総合政策部財政課
 - (三) 受領期限
平成二十年十月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年十月十四日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室
 - (二) 日時
平成二十年十月十四日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十年九月十九日午後五時十五分までに山口県総合政策部財政課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年九月二十六日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県総合政策部財政課(電話〇八三一九三三一一九〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of the contract: Finance Division, General Policy Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be required: Restructuring of the Budgetary planning system
 - (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2014
 - (4) Delivery place: Finance Division, General Policy Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Finance Division, General Policy Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2190)

(6) Time-limit for tender : 5:15 P.M. October 10, 2008 (In case of bringing a tender : 2:00 P.M. October 14, 2008)

(三五二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成十八年五月十日から平成二十年三月十三日まで	下関市地籍簿	長府高場町及び長府浜浦南町並びに長府浜浦町及び長府向田町の各一部
宇 部 市	平成十八年五月十五日から平成二十年二月十二日まで	宇部市地籍簿	大字藤河内の一部
" "	平成十八年五月十五日から平成二十年二月二十五日まで	" "	大字船木の一部
山陽小野田市	平成十八年五月十日から平成二十年三月十二日まで	山陽小野田市地籍簿	赤崎一丁目、赤崎四丁目、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目及び南竜王町並びに大字小野田、赤崎二丁目、赤崎三丁目、北竜王町、新沖一丁目、セメント町、中央一丁目及び港町の各一部
豊 田 町	平成十四年五月三十日から平成十六年三月二十四日まで	豊田町地籍簿	大字稲見の一部

二 認証年月日

平成二十年八月二十六日

(三五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字大瀧及び字下シガラ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字上田布施二〇〇九番地

有限会社竹本木工所

平成二十年八月二十六日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）